

海外情報

フィリピンの税務行政

国税庁国際業務課

井 藤 正 俊

◆INTRODUCTION◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、フィリピン共和国に派遣されている職員が、同国の主要な税制及び税務行政について最新の状況を解説したものである。

(税大ジャーナル編集局)

目 次

I	はじめに	158
II	フィリピンを取り巻く財政事情	158
III	ノルマ主義の背景	160
IV	機械化（電算化）・IT化	162
V	調査事務	163
VI	流動化する税務行政方針	166
VII	最後に	168
	付 録	170

I はじめに

1 フィリピン内国歳入庁とは

フィリピン内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue、以下、「BIR」という。）は、その設置法によれば、効率的かつ効果的に徴税を実施し、納税者に対して質の高いサービスを提供すると共に、税法の適正かつ公正な執行を確保し、国の歳入の増加を図ることを使命とする。

BIRは、近年、財政収入の80%の徴税実績を上げ、文字通りフィリピン第一の徴税官庁である。（「〈主要データ〉1」参照。）

2 本稿の目的

本稿の目的は、BIRの税務行政を紹介することにある。説明の都合上、税制に触れる部分もあるが、それを本旨とするものではない。ところで、一国の税務行政を理解しようとするとき、様々なアプローチがあることだろう。ただ、我々が意図する・しないは別として、日本の税務行政との比較によりそれを図る限り、日本とその国との財政、経済環境、タックス・コンプライアンスなどの相違が、理解の上で阻害要因となることもある。その点を踏まえない場合、他国の税務行政に疑念を持ち、非難はできたとしても、その正確な把握には至らないのではないのだろうか。

例えば、財政が厳しい状況であれば、徴税官庁に期待される役割は大きくなる。また、タックス・コンプライアンスが低いレベルにあれば、調査の実施頻度、その質、そもそも調査に期待される機能それ自体までもが日本のそれとは異

なり、結果として、徴税官庁としては、税務行政の仕組み方、やり方が自ずと異なってくるとも言えよう。

3 本稿のアプローチ

ここで本稿では、最初にフィリピンの社会・経済状況を概説した後、04年7月から06年7月までの2年間にわたり行われた税制等改革やマスコミ報道などを説明のための「モチーフ」として紹介し、フィリピンにおけるタックス・コンプライアンスを軸に、徴税強化施策などBIRの税務行政の一端を紹介する。

その流れの中でコメントできない他の主要な税務行政事項やデータについては、後の「付録」に譲ることとした。

なお、本文中に断りが無い限り、本稿に係る意見・コメント等は、すべて筆者の個人的な見解であり、BIRや日本国税庁とは何ら関係がない。また、参考として邦貨換算額を示しているが、為替レートは本稿執筆時（06年7-8月）のものを利用し、概算にて記載している。

II フィリピンを取り巻く財政事情

1 主要統計データ

主要経済データを一表にまとめると、以下のとおりである。

特筆すべきは、06年5月末時点での政府債務及び偶発債務の合計が4兆6,091億ペソに上り、対GNP比率で見た場合、約70%程度を占める点である。

項目	数値
人口	8,300 万人 (04 年世界銀行データ)
国家予算	9,076 億ペソ (05 年) (06 年予算は国会不成立につき 05 年予算を踏襲)
為替相場	1 ペソ=約 2.2 円 (06 年 7 月)
国民総生産 (GNP)	1,052 億米ドル (05 年)
1 人あたり GNP	1,232 米ドル (05 年)
経済成長率	5.1% (05 年)
物価上昇率	7.6% (05 年)
失業率	8.2% (06 年 4 月)
貯蓄性向	25.1% (04 年)
中央銀行金利	貸出 9.75% (06 年 5 月末) 借入 7.50% (同上)
政府債務	4 兆 0,172 億ペソ (06 年 5 月末)
政府偶発債務	5,919 億ペソ (06 年 5 月末)
財政赤字 (単年)	1,465 億ペソ (05 年)
輸出	412.2 億米ドル (05 年)
輸入	449.1 億米ドル (05 年)
貿易収支	▲75 億米ドル (05 年)
出生率	3.18 人 (国連世界人口白書 2004)

これに対してフィリピンは、国家予算の約 3 分の 1 を政府債務の返済に費やしている。そのため、フィリピン政府は、04 年に発表した中期計画において、2010 年に同率を 50% 台に低下させる目標を掲げている。

このように、フィリピンは正に財政難に苦しんでいると言える。

2 貧困

国民の圧倒的多数は貧困に喘いでいる。政府の食料補助プログラムを推進している社会福祉開発省 (DSWD) によると、2 歳から 10 歳までの子供 1,700 万人のうち 1,200 万人が栄養失調である。

民間調査機関ソーシャル・ウェザー・ステーション (SWS) が 05 年 6 月発表した「貧困と飢えに関する意識調査」では、「自分は貧しい」とする回答者は全体の 57% と 05 年 3 月の前回調査から 9 ポイント悪化した。「収入不足」を訴える回答は 58% であり、「余裕がある」とす

る回答はわずか 3.5% であった。また、同機関が 06 年 6 月発表した調査結果では、「たまに、もしくは時々空腹を感じている」層は 12.7%、「常に、もしくはしばしば空腹を感じている」層は 4.2% に上り、全国で約 70 万世帯が慢性的に飢えにさらされていることになる。こうした層が 4% を超えるのは、当該機関が調査を開始してから 5 年ぶりであり、貧困の程度は極めて深刻とすることができよう。

3 労働市場と低賃金

労働市場に目を転じた場合、国家統計局 (NSO) による失業率は 8.2% (06 年 4 月) であり、失業者 293 万人に及ぶ。失業者数を年齢別に見た場合、15 歳から 24 歳の若年層が 142 万と全体の約半数を占め、35 歳未満で見た場合は 227 万人 (77.4%) を占めることになる。また、地域別で見た失業率はマニラ首都圏が 14.0% と最も高い。労働意欲旺盛な若年労働者が、首都圏で多く失業していることになる。

一方、賃金については、各地域の中でも最低賃金が最も高いマニラ首都圏ですら最低日給は 350 ペソ (法定最低賃金 300 ペソに緊急生活費手当 50 ペソを加算した金額。約 770 円。06 年 7 月 11 日以降施行。) であり、単純計算で 1 カ月 1 万ペソに満たないのが現状である。

先に紹介した SWS 調査によれば、「貧困から抜け出すために必要な 1 カ月生活費」は地域によってばらつきがあるものの、首都圏で 1 万ペソ (約 2.2 万円)、最も少ない金額でミンダナオ島の 5 千ペソ (約 1.1 万円) である。正に最低賃金法で保障される賃金をもってしても、1 カ月に最低限必要とされる生活費に満たないのが実状である。

4 フィリピン人海外労働者 (OFW)

こうした経済状況において、フィリピン政府は、海外に職と高い賃金を求める人々をフィリピン人海外労働者 (OFW: Oversea Filipino Workers) として派遣する国策を取っている。それらの人々を支援するために、フィリピン海外雇用庁 (POEA) が設けられている。

POEA の発表によれば、年間の OFW は、03 年 86 万人、04 年 93 万人、05 年 98 万人と増加している。また、全世界の OFW の総数は 800

万人に上り、人口の約10分の1に相当する。

OFWからの送金額は、フィリピン中央銀行により定期的に公表され、05年のOFWの送金額は過去最高の106億米ドルに達し、06年は10%台の伸びを見込む118億米ドルを、07年は約130億米ドルと試算される。05年のGNPが1,052億米ドルであることを考慮すると、その10%に相当し、驚くべき数字と言えよう。

OFWによる06年1月から7月までの送金額は、過去最高であった前年同期の15.8%増となる70.6億米ドルに達しており、こうした人と金の流れはここ数年ますます強まる傾向にある。

5 財政再建の必要性

以上の経済下において、04年6月、アロヨ大統領は就任演説において、フィリピンにおける「10の課題 (10 point “pro-poor” agenda)」の一つとして「均衡財政」を取り上げ、「適正な徴税の徹底」を指摘した。この方針は、2010年まで続けられる予定である。

残念ながら他の項目について詳述するだけの紙幅は無いものの、フィリピンにおいて、財政の健全化のために歳入増が急務であり、徴税強化がいかに必要であり、その結果として、徴税官庁であるBIRに期待される責務がどれほど重いかは、以上のデータを概観するだけでも理解できよう。

【参考：10の課題】

- | | |
|---|-------------------|
| ① | 均衡財政の達成⇒適正な徴税の徹底 |
| ② | 雇用創出と経済成長 |
| ③ | 汚職撲滅と良きガバナンス (統治) |
| ④ | 社会正義と国民ニーズ充足 |
| ⑤ | 教育向上と若者の就学機会の拡大 |
| ⑥ | エネルギー面の自立と貯蓄励行 |
| ⑦ | 国際運輸基地の開発 |
| ⑧ | 人口の地方分散 |
| ⑨ | 選挙の機械化 |
| ⑩ | 政治勢力分裂の終結 |

Ⅲ ノルマ主義の背景

1 ノルマ主義

BIRの税務行政の一つの特徴として、ノルマ

主義が挙げられる。これは、BIRには明白な徴税目標額が設けられ、より具体的なかたちとして個人目標が徴税職員ごとに示されていることを意味する。この点は、日本国税庁の税務行政のやり方とは隔絶の感がある。

ノルマ主義については、一般の納税者に浸透していると言えよう。なぜなら、実際、税務署に行くと、納税者の目の届くところに、職員の氏名、目標額、達成額が公然と掲示されているからである。棒グラフなどにして達成度合が一見して分かるようにしている税務署すらある。

納税者が「ノルマ主義」を受け入れているのは、フィリピンの財政状況や、国の礎となる歳入確保の点からは止むを得ないと考えているからかも知れない。

なお、BIRの徴税実績は月単位で公表され、達成の正否は、国内ばかりか、国際機関や海外債権格付け機関が重要な関心を払っている。

【モチーフ1：信賞必罰法】

05年1月25日、アロヨ大統領は、BIRを含む徴税職員を対象に、徴税実績が徴税目標額を超えた場合、その一定額を職員に分配することを認めるとともに、徴税実績が一定額を下回った場合、その職員に対し罷免も含めた罰則を与えるとする、通称「2005年信賞必罰法」(Attrition Act 2005)に署名した。

当初、05年、約100億ペソ(220億円)の増収を見込んだ。

2 2005年信賞必罰法の内容

- (1) 立法目的：賞罰を設けることにより、徴税能力の効率的利用を図る
- (2) 対象機関：フィリピン国税庁、関税局(BOC)の職員。ただし、勤続6ヵ月未満の職員、業務開始2年未満の税務署等は免除とする。
- (3) 開始時期：06年中(当初05年1月より適用開始予定であったが実施されなかった。06年6月、規則が施行された。)
- (4) 分配の仕方

① 徴税目標額の策定：対象機関とは異なる「開発予算調整委員会」がBIR、BOCの目標額を作成。これを受けBIRの場合は国税局単位の目

標額を設定し同委員会に報告。

② 分配原資：以下の基準により一定額を分配基金 (Rewards and Incentives Fund) として利用

超過徴収割合	分配基金組入額
0%~30%以下	超過金額の 15%
30%超	超過徴収額 30%以下の金額の 15%+同 30%超の金額の 20%

③ 分配方法：徴税実績全体に占める各人の貢献度に応じて決定

④ 局・署職員への動機付け：BIR 全体としては目標額を達していないが国税局単位で目標額を達した場合は、局目標額の超過部分の 10%を分配原資として割り当てる

(5) 罰則規定等

① 徴税実績が目標額の 92.5%に及ばない場合、当該職員を停職処分等とする

② 賞罰に関しては、「業績評価委員会」を設ける

③ 賞罰を受けた職員が、その処分を不服とする場合は、公務員委員会に不服申立てが可能

(6) 業績評価委員会：賞罰に関する規則・ガイドラインを作成し、当局の濫用などをチェックする機関として設置。構成員は、財務省、予算管理省、国家経済開発庁の代表、BIR・BOC 長官 (投票権なし)、労働組合代表等。

3 信賞必罰法の 2 つの目的

なぜ信賞必罰法が必要なのか——その回答は、上記の立法目的の「賞罰を設けることにより、徴税能力の効率的利用を図る」ということに表向きはなるが、もう一つの目的は、「漏れ」を防ぐことにある。

「漏れ」とは、つまり税務職員と納税者との間で行われる贈収賄により、捕捉されない税金である。

仮に、汚職が防止できたとしたならば、確実に歳入増に繋がると国民の多くが考えている。

これを裏付ける話として、05 年 5 月、国会で成立した、税率を 10%から 12%に引き上げる改正付加価値 (VAT) 法の審議において、仮に徴税官庁が汚職を無くし適正に税務調査を行った

ならば、税率を引き上げることなく増収を図ることができるであろうとの反対意見が多く聞かれたことを挙げることができよう。

04 年 6 月、アロヨ大統領は、大統領選挙直後の就任演説の中で「10 の課題」を掲げており、その一つに「③汚職撲滅」を挙げた。また、国際機関が汚職撲滅のために多額の支援をしている現状を鑑みると、汚職は依然、深刻な問題と言えよう。(3 頁参照)

4 「漏れ」が生じる要因

(1) 低所得

贈収賄が起こる主たる要因は、税務職員の低所得にある。

フィリピンでは、概して労働者の賃金が低いことを既に述べたが、公務員も同様である。BIR の職員の平均月給は、1 万 5 千ペソ (約 3 万 3 千円) に満たないものと推定される。

マニラ首都圏において、親子 3 人家族が生活するには最低 1 万ペソの所得が必要である。扶養家族の多い職員は、自らの給料のみで生活するのは厳しい。そのため、そうした職員の中には、一時休業をしてカナダやアメリカなどに海外フィリピン人海外労働者 (OFW) として働きに行く。また、働きながら看護師・介護士の学校に通い、資格取得と共に退職し、OFW になるという職員もいる。中には、公務員に比し高給である大手民間企業に転職を図る者もいるが、そうした幸運にありつける職員は極めて少ない。

こうした状況は、贈収賄という深刻な問題を引き起こすと共に、有能な人材の社外流出、ひいては BIR の徴税力の低下の一因となっていると分析する BIR 幹部職員もいる。(「〈主要データ〉 2」参照)

(2) 所得格差

贈収賄が起こる他の要因として、極端な所得格差が挙げられる。

月 1 万ペソの最低レベルの賃金を得られるかどうかの人々が多くいる一方、日本市場の価格に等しい輸入高級車に乗り、海外のリゾート地に別荘を所有し、預金等財産を外国に蓄える富裕層がわずかではあるが存在する。

そうした納税者に BIR 職員が調査に臨場したとしても、調査官に金を渡して調査を回避し

ようとする。また調査官自らが賄賂を要求する場合もあるようである。

そのため、一般の国民のほとんどは、富裕層は適正に税を納めておらず、また、BIR も適正に調査を行っていないと確信しているようである。このことが、多くの国民の税務当局に対する強い不信感を引き、「自らの所得を自ら進んで適正に申告する」という、自主申告納税制度を支える一般納税者のタックス・コンプライアンスを大きく損ねるといふ悪循環を招いているのである。

(3) 「簡素な所得税」と事業者所得の捕捉

高額所得者については、いわゆる人的・経費控除等を多額に計上し、不当に課税所得金額を減額しているとの非難も聞かれる。

これに対して、所得税の仕組みを簡素にすることにより、意図的な計算ができない仕組みに変えようとする動きが国会等である。

これは、付加価値税率を10%から12%に引き上げることにより税負担が増す低所得者に配慮する意図から、05年末、アロヨ大統領が、国会の下院に対して見直しを要求したことも手伝い、人的・経費控除を一切認めない、また認めるとしても極めて限定的に認めるとする、いわゆる純額所得税制 (SNITS: Simplified Net Income Tax System) の議論が展開されている (06年8月14日現在)。

IV 機械化 (電算化) ・ IT 化

1 IT 化による「漏れ」を無くす取組

「漏れ」を無くすための施策として、「信賞必罰法」が外部から BIR に与えられたものであれば、BIR 内部で積極的に推進している取組の一つが、機械化 (電算化) ・ IT 化である。意外のようだが、BIR のそれはかなり進んでいると言えよう。

機械化のメリットは、①事務の効率・迅速化、②リアル・タイムでの歳入把握、③人の手を介さないことによる不正・汚職防止が挙げられる。

BIR が進めてきた機械化は、当初、上記を目的としていたが、現在はそれらに加え、④BIR 内部に集積されるデータを活用し、データの突合による個別の納税者の申告実績の検証や、

⑤BIR 内部データと他官庁等の第三者データ・ベースとの相互利用による、無申告納税者等の把握、取締りに役立てるものとなってきている。

2 IT 化

【モチーフ 2: BIR の IT 化が表彰される】

05年8月、BIR は、アジア太平洋経済協力会議 (APEC) 加盟国が、デジタル・デバイスを利用した情報技術 (IT) の促進を果すために組織した「デジタル機会センター (APEC Digital Opportunity Center)」の主催した2005年 IT 事業コンテストにおいて、最優秀賞を獲得した。

(1) eFPS

表彰の対象となった BIR's Electronic Filing of Tax Return and Payment System (eFPS) は、BIR がこれまで民間の協力を得て4億6,000万ペソを掛け開発し、インフラの整備のため、04年に2,300万ペソを投入し、利用者の拡大を図っているものである。(「付録14」参照)

具体的には、納税者は BIR のウェブ・サイト上で登録を行い、税目ごとに所定の電子フォームを利用し、ウェブ・サイト上で電子申告を実施する。電子申告が行われると、納税者が有する銀行口座 (フィリピン中央銀行の指定する政府系3行、民間11行) から税額の自動引落しが行われ、BIR に納付される。

システム運用にあたっては、歳入規則 5-2004 が発行されており、適用納税者は歳入規則 17-2003 に規定されるトップ1万社 (法人) であり、歳入覚書 71-2004 に規定する大口個人納税者に拡大されている。

システムによる納税額は、BIR 徴税額の約半分に相当する2,950億ペソに達する。具体的な実績は次のとおりである。

内容 \ 年	2003年	2004年	2005年
申請・申告書 様式数	27 (80%)	27	27
登録件数	1,571 (27%)	11,537 (634%)	13,228 (15%)
利用回数	57,416 (126%)	212,006 (269%)	437,215 (106%)
納税額 単位ペソ	1,568 億 (152%)	2,334 億 (49%)	2,950 億 (26%)
1件あたり 平均納税額 単位ペソ	273 万	110 万	67 万

(注) かつこ書きは対前年増加割合を示す

(2) 滞納整理への活用

以上は、「1. IT化による「漏れ」を無くす取り組み」の①～③の具体例である。また、④内部データ・ベースの利用例としては、滞納者の資産把握が上げられる。

具体的には、申告データの内、売掛金や受取手形など売上債権の有無を把握することにより、滞納者の資産状況を把握し、滞納整理に役立っているというものである。

この方法により、次の実績を上げている。

内容 \ 年	2003年	2004年	2005年
件数	23,636	17,919	17,568
金額 百万ペソ	297	152	222

(3) 第三者情報利用による申告額比較検証システム

同様に「1.④」の発想により構築されたシステムとして、02年、導入された「第三者情報利用による申告額比較検証システム (TPI-RELIEF System)」を例に挙げることができる。

同システムは、VAT納税者の申請書や申告書から得られる課税売上高及び仕入控除税額の金額をコンピュータ入力し、そのデータから求められる他の納税者の「あるべき課税売上高」や「あるべき仕入控除税額」とを比較・突合することにより、当該納税者の申告額の適否を検証するシステムである。

これにより 02 年末の運用開始以来、2 億 4,210 万ペソの申告漏れを把握している (04 年

未集計)。

なお、06 年 3 月、BIR は、同システムの一層の活用を図るため、システム再構築及び調査費用として、世界銀行からの支援のうち約 1,500 万米ドル (約 17 億円) を充てると発表している。

(4) 第三者機関情報の相互活用

前記「1.⑤」の第三者データ・ベースの相互利用の例としては、財務省傘下の関税局、証券取引委員会 (SEC)、投資委員会 (BOI) との協力により、相互のデータをリンクさせ、稼働無申告法人・事業者の把握や、所得の有無を把握する試みがある。

また同様に、不動産登記所などの他官庁と協力することにより、譲渡所得の生じる納税者や、高額資産の取得の事実などから、逆に所得の捕捉や申告の有無を検証するアプローチが採用され始めた。

その結果、05 年においては、SEC のデータにより 760 万ペソの印紙税を、また BOI のデータにより 1,461 万ペソの所得税を把握した。

以上のような BIR の取組は、機械化・電算化を図ることにより、蓄積データと申告額とを突合することを可能にし、究極的には調査を実施しなくてもよい税務行政を目指すという深遠な構想によるものである。

V 調査事務

限られた人的資源を、効率的かつ重点的に配分することは、徴税実績を高める上では重要なことである。そこで採用されたのが、次の施策である。

【モチーフ 3 : 調査免除プログラム (NAP)】

04 年課税年度から 5 年間にわたり、一定の条件を満たした納税者に対しては、BIR が税務調査を行わないとする「調査免除プログラム」(NAP: No BIR Auditing Program) が実施された。

NAP は、適正に税務申告を行う納税者を優遇すると共に、税務調査の費用を削減し、不正を行う納税者の調査に特化することで、効

率的な税務調査の実施を目的とするもの。

NAP は、04 年税制改正との一体的効果により合計 1,800 億ペソ（約 3,600 億円）の歳入増に寄与するものと見込まれ導入された。

1 適用条件

NAP を受けようとする納税者（個人及び法人）は、事前に税務署に届け出るとともに、次の条件を満たすことが必要である。

- ① 今期の納税の増加率が、前期比 20%以上
- ② 今期の第 4 四半期の納税額の増加率が、前期の同四半期比 25%以上
- ③ 来期の第 1 四半期の納税額の増加率が、今期第 1 四半期比 25%以上
- ④ 売上高に対する納税額の比率が、前期以上
- ⑤ 来期の売上高に対する納税額の比率が、今期以上
- ⑥ 今期の売上総利益率が、前期以上、または、BIR が公示する産業標準率以上

なお、一度 NAP を取り止めた納税者は、期間内の再適用は認められない。

ときに、BIR は、06 年 6 月、歳入規則 9-2006 を発遣し、適用条件を若干変更している。

2 メリット

(1) 政府

NAP は、納税者がその適用を受けた場合、03 年課税年度の申告所得に係る税額の約 10 倍を、04 年以降の 5 年間で支払う計算になる。そのため、政府は、適用納税者からの安定的な納税、それによる歳入確保が期待される。

(2) 納税者

フィリピン商工会議所等の団体は、少なくとも 5 年間は BIR の調査に対応する必要がなくなり、調査が行われた際の煩雑さを回避できるなどの理由から一定の評価を下している。

3 NAP の弊害

NAP は、いいこと尽くめかと言えば、必ずしもそうとは言えないと筆者は考えている。

それは、調査が納税者に与える牽制的な効果に着目した場合、徴税官庁が、たとえ条件付きながらも調査権限を一時放棄することは危険であると考えからである。それは、調

査がタックス・コンプライアンスに与える影響に着目した場合、その機能を無視できないからである。

また、仮に短期的に NAP のメリットから徴税額が上がったとしても、中長期においてタックス・コンプライアンスが上がり、歳入の増加につながるかは、全く保証できないからでもある。

NAP の導入については、実際 BIR 内部でも強い反対意見があったと聞いている。そのためか、NAP は大統領からの指示に相当する「大統領令」というかたちで、いわば政治的・政策的に導入されたのも事実である。

【モチーフ 4：「脱税者を追え！」キャンペーン】

05 年 3 月 10 日から「脱税者を追え！」(Run After Tax Evaders : RATE) と銘打ったキャンペーンを開始した。

キャンペーンは、脱税をしていると思われる納税者を、一般の国民から通報してもらい、調査をした結果、その内容が事実であった場合、通報者に対して 100 万ペソ（約 220 万円）、または、脱税額の 10%のいずれか少ない金額が報奨金として支払われるものである。

キャンペーン開始にあたり BIR は、それまで行ってきた、脱税者が脱税した本税及び付帯税を納付すれば、告発を行わず和解とする方針 (compromise) を見直し、今後はあくまでも法に則り告発とする方針 (no-compromise) に変更したことを公表した。

4 タックス・コンプライアンス

報奨金制度は、現在施行されている 1997 年包括的税制改革法において規定されているものの、財政難から実際の運用はそれまで無かった。

しかし、財政再建のためには、適正・公平な納税は不可欠であり、また、とりわけ「富裕層に甘く、貧乏人には厳しい」とされる国税当局の姿勢を、「富裕層に厳しい」と印象付けることで、社会全体のタックス・コンプライアンスを引き上げる必要がある。そこで考えられたのが「脱税者を追え！」キャンペーンである。

05 年 3 月当時、改正 VAT 法の審議が国会で進み増税が確実視される中、ガソリン等石油関連製品の価格高騰などにより、物価は年率 8%

台で上昇し、庶民の生活を圧迫していた。

こうした中、低所得者に一層の税負担を強いるだけではなく、富裕層に対しても適正かつ公平に調査を実施することで、一般庶民、とりわけ低所得層の不満のガス抜きを行い、批判の矛先を換えるという政治的な意図もあったものと考えられる。

【モチーフ5：査察強化】

05年に入り、BIRは一層の査察強化を行っている。モチーフ4で紹介した「脱税者を追え！」キャンペーンとあいまって、政治家、芸能人、スポーツ選手、弁護士、外国人投資家などの著名人を毎週1件のペースで告発を始めた。

この取り組みに対して、辛口批評の某地元大手新聞もBIRの活動を称賛するコラムを掲載するなど、マスコミ、国民が、BIRの徴税活動に一定の評価を示した。

5 官学共同

04年の査察による告発件数は、55件（合計課税所得金額約150億ペソ）であった。モチーフ5は、05年、その流れを強化したものであり、44件を告発した。

こうした方針に並行して、04年10月、BIRは、フィリピン大学、アテネオ大学などの有名4大学の法学部と提携し、査察事案に伴う司法手続や事例研究を進め、法廷での被告弁護士への適切な対応、円滑な事案処理、さらには法的な見地からの新規事案の開発に向け研究を行うプログラムを開始した。

6 特定管理業種・重点業種

一般調査においては、04年の重点管理業種として、①水道事業、②電気設備事業、③モーター、④質屋商を取り上げ、BIR部内通達にあたる歳入覚書を発行し課税強化を図った。

また、04年、表の業種（取引）を重点業種として取り上げ集中的に調査を実施し、422件に対して以下の課税を行った。

事業	件数	非違金額(ペソ)
① 関連事業者間取引	82	2億3,785万
② 砂糖取引業	177	2億1,420万
③ 独立電力事業	6	3億3万

④ その他の事業	157	3億6,396万
合計	422	11億1,605万

7 自主的修正申告のすすめ

査察強化は、悪質納税者の取締りを強化することで「一罰百戒」的な波及効果により、全体のタックス・コンプライアンスの底上げを図ろうとする施策である。しかし、これらの施策は、どれも当局と納税者との間に摩擦を生じるものと言える。

既に紹介したモチーフのうちNAP、機械化を除けば、他の施策も同様であり、納税者にとってBIRは脅威の存在として映るに違いない。それらの施策の利点は、納税者に「正直に申告しよう」とする意識を高め、確かにタックス・コンプライアンスを強める効果が認められよう。

しかし、不正や脱税をしている納税者にとっては、その発覚に伴い本税に加え高額な附帯税の負担が生じるため、自ら進んで修正申告を提出しようとはしないという逆効果も生じる。

また、当局にとっては、いくら査察を強化して告発しても、司法の場で白黒がつくまでは租税債権は確定せず、単年ベースの徴税目標の達成には、短期的には寄与しない結果となりかねない。

そこで、05年6月、BIRは歳入規則15-2005を発遣し、修正申告の提出に便宜を図った。

【モチーフ6：加算税一部免除】

通常、無申告・過少申告加算税は、本税×25%にて計算されるが、下記の期限内に修正申告の提出と同時に納税を行った場合、本来、課される加算税の率を次のように軽減する。

修正に伴う納付税額及び延滞税を次の期間に完納	加算税率
05年7月31日まで	0%
05年8月1日～8月31日	5%
05年9月1日～9月30日	10%
05年10月1日～10月31日	15%
05年11月1日～11月30日	20%
05年12月1日～12月31日	23%

なお、分納の場合は、各納付時の加算税率を適用する。

ただし、調査通知書（Letter of Authority）等を受領し、調査を了知し得た後の修正申告の提出には適用しない。

VI 流動化する税務行政方針

1 トップ辞任

05年7月8日、突然、パラノ BIR 長官とプリシマ財務大臣が辞任した。

これは、05年5月ごろから騒がれ始めたアロヨ大統領一族が不法賭博フェテンに絡み不正な資金を受領していたとの疑惑に端を発し、その後、大統領が04年5月に行われた大統領選挙のさなか選挙管理委員に電話をかけ、自らの票を上乗せするよう指示しているかのような内容の会話が盗聴され、そのことが05年6月、公になったことにより、閣僚等11名が、アロヨ大統領の退陣を迫り辞職したためであった。

パラノ、プリシマ両氏は、「脱税者を追え!」キャンペーンや査察強化の発案者であり、タックス・コンプライアンスの底上げのために、そうした施策を強行に実行してきた。

フィリピンのように所得格差が大きい国では、富める巨悪な納税者に立ち向かうためには、強いリーダーシップが不可欠である。不正に対峙して脱税者を告発するためには、身の危険をも顧みない覚悟が必要であると言える。それだけに両氏の退陣を惜しむ声は大変多かった。

加えて、トップが代わればこれまでの方針が根底から変わるということが、税務行政に限らず、この国の多くの行政上の不安定要素であり、そうした問題が顕在化することがおそれられたためであった。

2 新長官・財務大臣の方針

05年7月11日、新長官に、それまで次長(法務・国際担当)であったブニャッグ氏が就任した。新長官は、基本的に前長官の路線を踏襲し、引き続き RATE や査察強化を行っていくと表明した。

しかし、法に則り粛々と告発を行う(No-Compromise)とする方針については、「我々BIRの活動は、いくら徴税したかで評価されるのであって、何人の納税者を刑務所に送ったかで評価されるのではない」として、方針転換を表明した。すなわち、不正に伴う本税と附帯税さえ納めれば、告発はしない(Compromise)とする方針に転換すると表明したのに等しかった。

その後、新長官と同じころ就任したばかりのテベス財務大臣の反対意見もあり、ブニャッグ長官は前言を撤回する。だが、一度揺らいだBIRの方針に対しては、査察キャンペーンでそれまで28件の告発(05年7月11日時点)をしたにもかかわらず、どれ一つとして裁判所で審理が開催されていないこともあいまって、マスコミは一気に批判を始めた。

3 再考：ノルマ主義

やがてマスコミのBIR批判も収まり、その関心事は、BIRが徴税目標額を達成できるかどうかの一点に絞られて行った。05年の徴税結果は、目標額5,469億ペソを約42億ペソ下回る5,427億ペソ(達成割合99.23%。04年比15.92%増)であったものの、長官就任以降の徴税実績が評価されブニャッグ長官体制が続投されるに至った。

ここで注意を要するのは、フィリピンの徴税目標は、①日本で言うところの納税者の確定申告書や中間申告書等により納められる納付額、源泉徴収義務者が納める納付額などを含んでいること、②徴税実績は、あくまでも納付された金額を用いる点である。

①について言えば、BIRが調査等により単独で所得金額を捕捉した結果のみを測定し、BIRの実績評価につなげているのではない。つまり、経済動向等、外部要因を含む数値により、BIRの実績評価が行われていることになる。

また、②について言えば、仮に査察強化を行ったとしても、訴訟などで解決までに歳月を要すれば、収納されるまで実績には含まれないことになる。そのため、仮に脱税をしていたとしても、明らかに納税が見込めない納税者については、当局が事前に調査しないという判断が働き得る余地があると言えよう。

4 実績評価基準

近年、政府やマスコミが、「BIRの徴税力が下がった」と批判するとき、納税者の当初申告による納税金額と調査等による納税金額との合計金額が、国内総生産(GDP)に対して占める割合(フィリピンではこれを「Tax Effort」と称している。以下では、「徴税額の対GDP比率」という。)を問題にして論じていることが

多い。

同指標について、BIR の過去 10 年間の実績を見た場合、97 年の 12.97% を最高として年々低下し、04 年には 10% を下回る 9.64% まで下がった。05 年に 10.01% と上昇に転じたものの 97 年の水準にはほど遠く、その点をして BIR の徴税努力不足の議論に結び付けるのである。

この指標の根底にある考え方は、国全体の経済規模と納税額とは一定の相関関係があり、経済規模の拡大に応じて、それに見合う税の納付が成されるべきであるという考え方である。実績値が数式の一次関数の直線上にない場合、仮にそれが直線の下に位置する場合は異常であり、何らかの隘路があると考えるのである。

こうした考え方は、ある面、分かりやすい。時系列的に見た場合、そうした相関関係をマクロ経済分析で立証できるのかも知れない。しかし、超短期の単年ベースで、その相関性を追及するには無理があるのではないだろうか。例えば、新規設備投資と固定資本減耗との関係、為替や物価の弾力性の問題など、1 年間という短いスパンにおいて、その関連性を厳密に求めるには限界があると思われるのである。

さらに、徴税官庁の単独の実績評価指標として、納税者の当初申告に基づく納付額を含めてしまうことは、外部要因を内部に取り込むことになる。仮に「徴税額の対 GDP 比率」に正当性があるとしても、納税者の当初納付には、単に経済的要因ばかりか、経済の不連続性、各産業の特異性、計測できない社会・産業全体のタックス・コンプライアンスの影響なども反映されるため、それらすべてを一つの評価指標で捉えるには、やはり無理があると思われる。

5 「信賞必罰法」規則の施行

06 年 6 月、信賞必罰法に係る規則が施行された。当該規則を見る限り、施行においてはさらに詳細な実施規則が必要であると感じるものの、規則が施行されたことにより、本年より同法がいよいよ施行されることには違いないであろう。

これによって、一段と BIR のノルマ主義が加速することが懸念される。

6 単年度ノルマ主義の弊害

【モチーフ 7：ベンチマーキング課税方式】

BIR は、06 年 1 月、ベンチマーキング課税方式に関する事務運営指針 4-2006 を発遣した。

同方式は、所轄税務署の同業または類似の産業を営むトップ 200 社の納税者の売上総利益率、総売上高に占める納税額（所得税・付加価値税額）の比率等の平均値を、「適正比率」とみなして、同一税務署内で事業を営む同業他社に対して当該比率を適用する方式である。

- (1) 対象納税者：個人事業者及び法人
- (2) 対象税目：個人・法人所得税、付加価値税等
- (3) ベンチマーキングの設定：対象税目ごと個人・法人別に設定
- (4) 実施期間：適正比率を下回る納税者の水準が改善したと認められるまで（最長 08 年末まで）
- (5) 04 年申告年度の優先対象業種：①製造（小麦、清涼飲料水、砂糖、セメント、プラスチック）、②ハードウェア、③飲食店、④船舶、⑤IT プロバイダ、⑥通信、⑦コールセンター、⑧運輸、⑨建設、⑩石油

事務運営指針によれば、ベンチマーキング課税の目的は、「納税者の自主申告意識を高めること」にある。だが実情は、適正比率を用いた賦課課税方式と言え、むしろ中長期的には、納税者の自主申告の意欲を削ぐ結果となることが懸念される。しかし、そのような懸念にもかかわらずこうした方式が採用されること自体が、単年度ノルマ主義の正に弊害とも言えなくもない。

なお、当該適正比率の適用にあたっては、当局が適正比率を適宜、明示し、書面をもって納税者に通知することとなっている。書面を受領した納税者は、自らの申告の適正を書面等にて回答する。その回答をもって、当局は申告内容の適否を判断し、更正処分の必要性を決定することになる。

仮に、この課税方式が継続適用されるのであれば、上記手続の適正運用こそが、タックス・コンプライアンスをかるうじて維持し得る最後の手続ではないかと筆者は考えている。もしこ

の手續がなおざりに行われたとしたならば、そこには自主申告納税制度の基盤を成す何かを見出すことは難しいのではないだろうか。

Ⅶ 最後に

1 改正 VAT 法の導入

05 年 11 月 1 日、改正 VAT 法（共和国法第 9337 号）が施行された。主要改正点は、①税率を 10% から 12% とする、②電気料金への課税、③石油関連製品への課税、④弁護士、医師等の職業専門家への課税、⑤仕入税額控除に 70% の制限を設けるとするものであった。

遡ること 05 年 7 月 1 日、改正 VAT 法の当初の施行日にあたるその日、最高裁は、改正 VAT 法の導入に反対する野党議員や石油製品販売業者等から同法に対する 5 件の仮差止め請求を受け、改正 VAT 法の仮差止めを命じた。

改正 VAT 法は、当初、05 年に約 300 億ペソ、06 年に約 1,000 億ペソの歳入増を見込む財政再建の切り札として、04 年秋から国会で審議され、05 年 5 月 24 日に成立をみたばかりであった。

成立時には、国際通貨基金などの国際金融機関や、フィッチ、ムーディーズといった民間債権格付け機関が一律にこれを歓迎し、内外を問わずフィリピンの財政再建に向ける確かな第一歩と評価したのだった。

しかし、同法が棚上げになったことに加え、アロヨ政権の交代を叫ぶ反対勢力との間で政治不安が広がることとあいまって、5 月初旬、1 ドルあたり 53 ペソ台で推移していた為替レートは、05 年 7 月末には、04 年 10 月に付けた 56 ペソ台の安値となった。そして、7 月 4 日に予定された財務省券入札は、利回りの急上昇により不成立に終わった。

それだけに改正 VAT 法の施行に対する国内外の期待は実に大きい。そして、執行を担う BIR に対する国民の期待は、ますます大きくなっていくと言えよう。

2 歳入増進改革案

06 年 6 月 19 日の閣議において、BIR ブニャッグ長官は、06 年中、57 億ペソの追加徴税を見込む 6 つのプログラムを発表した。

その内容によれば、①各国税局管内の 10 業

種、各税務署で独自に優先付けしたトップ 2,000 件（個人及び法人）を優先的に調査する、②低額納付の納税者の徹底調査、③第三者情報の有効活用、④公営ギャンブルに対する課税強化、⑤滞納処分強化、⑥地方自治体、政府系企業の滞納分の徴税強化である。

⑤⑥の施策を除けば、依然として徴税に直結する即効型の税務行政運営と言えよう。

だが、06 年の徴税目標が達成されるかどうかは、実は BIR の評価ばかりか、長官を含めた幹部職員の実績評価にも影響することになるだけに、今後の施策は一層重要性を増すことになる。

3 査察課長の妻の殺害と長官への脅迫状

06 年 6 月、国税庁査察課長の妻が、何者かの凶弾により死亡するという痛ましい事件が発生した。査察課長は、先に詳述した「脱税者を追え！」キャンペーンを陣頭指揮していた。同キャンペーンと殺害事件との因果関係が不明なところ、時を同じくしてブニャッグ長官に殺害をほのめかす脅迫状が届いた。

こうした状況から、マスコミは、BIR が現在実施している査察強化施策の中止を求める卑劣な犯罪であると報じた。

一方、長官は、これまで査察事案の立件の都度、行ってきた記者発表を今後しばらくの間、行わないものの、これまでの方針を転換する意向がないことを表明した。

4 拡大版「脱税者を追え！」キャンペーン

こうした中、06 年 8 月、BIR は、これまで続けてきた「脱税者を追え！」キャンペーンを拡大させると発表した。

新施策は、多くの個人事業者を含むほとんどすべての企業が、法律上、会計士の監査を要求されるが、それに従事する会計士が、顧客に対して課税所得を少なくする不法な方法や、租税回避スキームを提供しているとして、そうした会計士の取り締まりを行うものである。

具体的には、BIR が会計士に登録番号を与え、申告書・申請書の提出、税務相談など、BIR に関連する業務を行う場合は、登録番号の明記・呈示を義務付けるものである。

新施策は、不当な租税回避を防ぐばかりか、当初申告と調査により把握される金額との差額

を少額にすることで、調査官が賄賂をもらうインセンティブを間接的に少なくする効果も期待できるとする。

5 徴税強化と汚職対策に 20 億ペソ抛出

06年7月26日、フィリピン政府とアメリカ政府は、06年8月から2年間にわたって総額20億ペソ(約44億円)を抛出し、汚職軽減や歳入強化を図り、政府財政基盤を強化するとともに貧困対策向け予算の確保を促進することに合意した。

抛出資金は、両国で概ね折半とし、アメリカ政府の負担する2,070万ドル(約11億ペソ)は無償資金援助として実施される。

BIRに対しては、RATEキャンペーンに940万ドルが割り当てられる予定である。

これに伴い、次の具体的な達成目標が課されることになる。

- ① RATEの告発件数を、05年の44件から06年は80件(本庁72件、国税局8件を処理予定)、07年は116件(本庁100件、国税局16件処理予定)に増加する
- ② RATEの租税裁判所への提訴を、05年の2件から毎年15件とする
また、他に次の達成目標が課されることになった。
- ③ 個人所得税における職業専門家(医師、弁護士、公認会計士等)、自営業者の納税額の10%増
- ④ 法人の納税額の10%増

さて、様々な税制改革や施策を通じてフィリピン内国歳入庁の税務行政を概観してきたが、フィリピンに実際2年余り滞在し、フィリピンの財政再建が、04年以降、急速に進んでいることを強く実感する。その変化は、外国為替の動向ひとつ取って見ても国内外が認めるところであろう。

だが、その一方で、04年7月の政治混乱や、06年2月のクーデター騒動など、内政が安定していないことも否めない事実である。

こうした不安定な政局の問題はあるにしても、経済の屋台骨を財政面で支えるフィリピン内国歳入庁の責務は、どれだけ強調しても仕切れるものではないであろう。加えて、徴税強化・汚

職対策のために多額の外国援助を受けることになった今となつては、調査・査察強化の流れは止められないし、決して止めてはならない。

BIRは、そうした変革の時期に正に差し掛かっているような気がしてならない。

【参考：8つの内容】

- ① タバコ・酒類の増税(04年12月、共和国法9334号として成立)
- ② 信賞必罰法(モチーフ1参照)
- ③ 改正VAT法(05年5月、共和国法9337号として成立。05年8月25日現在、最高裁仮差し止め中。)
- ④ 課税所得を純利益から売上総利益とする
- ⑤ 通信関連企業への課税強化
- ⑥ 石油製品増税
- ⑦ 優遇税制の整理
- ⑧ タックス・アムネ스티(租税恩赦)

(付録)

< 組織編 >

1 概要

(1) 税当局と国税当局との関係

組織上BIRは、関税局 (BOC) と同様、財務省 (以下、「DOF」という。) の傘下にある。

BIR、BOCは独立した関係にある。

(2) 税制の企画・立案部局と執行当局の分離

日本の財務省一国税庁の関係同様、DOFが歳入計画・税制案を作成する。国税庁は税の賦課・徴収の執行面を担当する。

(注) DOFには、予算の割り当て権限はなく、歳出に関しては、国家経済開発庁 (NEDA:National Economic Development Authority) が決定・監督している。

(3) 国税当局と地方税当局の関係

内国税は、BIRと地方自治体税務当局 (注) とに分かれ徴税し、両者は独立している。

(注) 91年10月以前は、地方自治体による徴税は禁止されていた

(4) 社会保険料などの徴収機能

社会保障制度の一貫としてあるSSS(Social Security System)、GSIS (Government Service Insurance System) 等は、別組織が管理しており、BIRはそれら保険料等の徴収を行っていない。

2 組織の主要な変遷

1904年	8月1日開庁 (2004年8月、開庁100周年)
1947年	終戦に伴い共和国の再独立が図られ、会計部局、歳入部局、統計部局を一本化し、それまで分散していた申告データを統括管理した
1951年	現在の部局の骨格となる①法務 (Legal)、②申告・調査 (Assessment)、③徴収 (Collection) の各部が作られる
1957年	国税庁の長が、徴税官 (Collector) から長官 (Commissioner) と改称され、組織の拡大が図られる
1976年	マニラ市より、現在の本庁舎のあるケソン市に移転
1988年	VAT法導入に伴い機構改革
1997年	現行法である1997年包括的税制改革法の採択により、現在の庁の機構、①人事 (Resource Management)

②申告・調査 (Operation)
③法務・審理 (Legal and Inspection)
④事務管理 (Information System) の各部 (Group) となる

3 本省・庁の組織編成、職員数

- ・国税庁本庁
- ・国税局 (Revenue Region) 19局
- ・税務署 (Revenue District Office) 115署
- ・歳入データ・センター (Revenue Data Center) 本部及び地方センター4カ所

【BIR 職員構成 (2005 年)】

部署	国税庁	局・署	合計
1. 管理 (Management)	170	481	651
2. 申告・調査 (Assessment)	317	2,304	2,621
3. 徴収 (Collection)	176	2,413	2,589
4. 物品税 (Excise)	283	0	283
5. 印紙税 (Document Processing)	161	966	1,127
6. 情報処理 (Information Technology)	726	1,636	2,362
7. 法務・審理 (Legal and Inspection)	74	180	254
8. 納税者サービス (Taxpayer Assistance)	16	172	188
9. 総務 (Administrative)	716	1,095	1,811
合計	2,639	9,247	11,886

(備考) 03年の職員数は11,543名であり、04年は0.51%増である。男女の比は、本庁2対8、局5対5、署6対4であり、BIR全体としては5対5である。

4 国税局・署の組織

<局>	<署>
- 総務	- 総務
- 会計	- 事務管理
- 管理・徴収	- 納税者サービス
- 調査	- 管理・徴収
- 法務	- 調査
- 特別調査部門	

5 幹部 (First/Senior level) の選任

次の職位は、大統領より任命 (Presidential Appointee) される。

国税庁長官、次長 6 名、審議官 13 名、国税

庁部長 13 名、局長 19 名、国税局次長 19 名

(注) 組織全体を通して見た場合、次長は、日本国税庁の本庁部長の職位・機能に匹敵するものと考えられる。なお、次長6名の分掌は次のとおり。

- ① 申告・調査 (Operations) 担当
- ② 職員採用、人事管理、会計・予算 (Resource Management) 担当
- ③ 情報システム (Information System) 担当
- ④ 法務・審理、国際 (Legal and Inspection) 担当
- ⑤ 税制・税務執行改革 (Tax Reforms Administration) 担当
- ⑥ 特殊用務 (Special Concerns) 担当

⑤は、06年3月、国際通貨基金や世界銀行などの国際機関からの支援窓口として新設された。また、⑤は、税制・税務執行改革、企画・立案、査察、大規模法人調査など、任務の重要性から長官直轄下に置かれ、担当次長及び3名の審議官が担当している。

6 職員の採用

(1) 新規採用

幹部職員を除くBIR職員の新規採用は、①歳入 (Revenue Official)、②調査 (Assessment Official)、③物品税 (Excise)、④印紙 (Documentary)、⑤法務 (Intelligent)、⑥徴収 (Collection) の部ごとに行われる。採用後は、原則、部間の異動はない。

職員の募集は、欠員が生じた場合に行われ、1ヵ月50-60名程度の就職希望者がある。

採用方法は、次のとおりである。

- 1) BIR本庁に対して採用希望者が書類を送付
 - 2) 送付書類をBIR内で、学歴、資格取得の有無、経験等により分類し、書類選考を行う (上記、①及び②については、公認会計士であることが要件)
 - 3) 書類選考後、試験実施
 - 4) 試験選考通過者に対して面接を実施
 - 5) 合格者を署、局にて仮雇用
 - 6) 6ヵ月間の仮雇用後、勤務態度 (Conduct Test) 等を検討した後、本採用
- なお、本採用になった場合は、退職年齢 (65歳) まで通常、雇用が保証される。

(2) 本庁職員採用

本庁職員は、局、署にて勤務する職員から、希望及び推薦によって採用を行う。採用の方法は、本庁空きポストを公示し、希望者を募る方法。希望者は、書類を提出し、本庁人事担当者が書類選考を行った後、面接試験を実施。

(3) 本庁幹部職員 (Second/Middle Level)

大統領の任命である幹部職員を除く、本庁幹部職員 (課長級) は、BIR職員から人選される。

資格要件として、原則、法学学士 (B.L.)、商学学士 (B.C.)、経営管理修士 (M.B.A.)、弁護士、公認会計士 (C.P.A.) などが要求される。ただし、それらの資格を有しない場合でも、勤務成績等により昇格する場合もあるが、極めて例外的である。

7 処罰

【不法行為】 (単位: 件数)

種 類	03年	04年	05年
汚職関連	93	29	22
非汚職関連	22	44	24
軽犯罪	1	—	—
合 計	116	73 (注)	46

(注) 71名の個人を含む

【行政処分】 (単位: 件数)

種 類	03年	04年	05年
免 職	14	22	16
停 職	11	21	13
免責解雇	13	8	6
懲 戒	9	25	11
罰 金	1	4	1
合 計	48	80	47

< 税 務 行 政 編 >

8 行政手続 (根拠法令及び通達)

BIRが扱う国税は、「1997年包括的税制改革法」(Tax Reform Act of 1997, Republic No. 8424)を根拠規定とし、全292条からなる「1997年内国歳入法典」(National Internal Revenue Code of 1997)が根拠法となる。また、別途発令される大統領令 (Executive Order) により、

本法と異なる取扱いがされる。

上記根拠規定が概括的であるため、実際の税務行政の解釈指針等は、次の通達等が発遣される。以下の通達は、BIRホームページで入手可能である。また、重要なものについては、適宜、新聞に掲載され施行される。

- (1) 歳入規則 (RR; Revenue Regulation)
法律執行上の規則であり、財務大臣名で発行
- (2) 事務運営指針 (RMO; Revenue Memorandum Order)
BIRが税務行政事務を行う上でのガイドライン。国税庁長官名で発行される。なお、調査選定方法、調査手続等は、これにより規定されている (11-98、12-98、67-99、19-2000、24-2000、13-2002など)。
- (3) 法令解釈通達 (RMR; Revenue Memorandum Ruling)
法律に関するBIR長官の法令解釈
- (4) 歳入覚書 (RMC; Revenue Memorandum Circular)
BIR内での職員向け連絡事項
- (5) BIR規則 (BIR Ruling)
納税者からの個別の質問に対するBIRの回答
本来、(4)歳入覚書は納税者を拘束するものではないが、実際の税務行政においては、そこで示された取扱いが、(1)歳入規則として一般公開されていないにもかかわらず、納税者を拘束することがある。

9 税の申告・賦課に関する事務運営の特徴

申告書提出枚数：各税目で納税者は増加しており、提出枚数は次のとおり。

	提出枚数	増加割合
03年	10,831,742	—
04年	11,242,638	3.8%
05年	11,961,577	6.4%

納税者の管理：納税者番号^(注) (Tax Identification Number : TIN) を91年6月より使用。TINの取得は、BIRホームページにより取得も可能となり、これを利用した05年の登録件数は110,707 (04年40,959件、対前年比270%)と急増した。

(注) TIN導入以前は、Taxpayer Accounting Number (TAN) を70年2月から使用。

個人所得税及び譲渡所得者：申告納税制度と源泉徴収制度によって納税。申告年度は暦年基準であり、翌1月1日から4月15日までに申告納付する。

法人所得税：自主申告納税制度を採用。歳入確保の観点から、四半期ごとに「四半期申告書」を提出し、見積税額の納付を行う。事業年度末となる第4四半期に、第3四半期申告書までの納付を精算するかたちで確定申告書を作成・提出し、確定税額と既納付額との差額の納付または還付を受けることとなる。事業年度の確定申告書の提出は、事業年度終了の日から4ヵ月15日以内に提出する必要がある。

歳入データ・センター：納税者申告状況、支払調書等の電子データを管理・把握しており、納税者間のデータの突合による脱税の把握作業を進めている

10 納税者サービスに関する特徴

担当部署：本庁の申告・調査部の納税者支援サービス部局 (Taxpayer Assistance Service) の納税者情報・租税教育課 (Taxpayer Information and Education Division) 及び納税者サービス・モニター課 (Taxpayer Service Programs and Monitoring Division) が事務運営を作成・管理している。それを受け、実際の納税者サービスが、税務署の納税者支援課 (Taxpayer Assistant Section) により提供される。

立地：国税局及び税務署は、納税者の利便性などに配慮し、人々が集まるモール、繁華街、商業地域内に設置されている。また、それとは別に、納税者の各種申請・提出の便宜を図るために、税務署の納税者支援課の出先窓口として、単独または共同で登録窓口や納税者サービス・センターを繁華街等に設置している。

機能：納税者の質問、苦情、意見などの対応としては、日本国税庁における税務相談室に相当する機能を、各税務署の納税者支援課が果たしている。また、日本国税庁におけるテレホン担当に相当する機能として、03年8月よりコンタクト・センターを設置しており、本庁が管理している。

実績：05年の全回答は、303,694件に上り、対前年比27%増となっている。増加の主要因は、

改正付加価値税法の導入に伴うものである。回答方法の内訳は、IP電話による回答が91,398件（回答全体に占める割合30%）、電子メールまたはボイスメールによる回答が46,444件（同15%）、インターネットを利用した双方通信電話による回答が102,754件（34%）、その他63,098件（同21%）であり、この分野でもIT化を進めている。

資料配布：申告書提出時期や各種提出書類の期限が記されたタックス・カレンダー（無料）、税に関するポスター等は、国税局や税務署で统一的に使用されるため、本庁で企画・作成され適宜、配布される。

11 税金の収受、徴収に関する事務運営の特徴

納付方法：納税が生じる確定申告書の収受は税務署では行わず、全て民間金融機関で行う。納付済み確定申告書は、5営業日以内に所轄税務署に回付され、申告書データが担当係において端末入力されると共にバッチが組まれ歳入データ・センターに送られる。

租税債権管理：民間金融機関の納付実績と税務署において端末入力されたデータを突合することにより、各納税者の租税債権の管理を行うと共に、徴税・納付実績を集計し、署・局・国税庁全体の目標達成額を集計・把握している。

滞納額については、署・局職員が納税者に接触し、収納、差押え、換価等の徴収業務を行う。

収納施策：05年4月確定申告期より、納税者の納付の便宜を図るために、確定申告期間の最終2週間については、民間金融機関の協力を得て、金融機関の通常営業終了時間午後3時を5時まで延長してもらい収納に努めた。その結果、101年の歴史を有するBIRの月次徴税額としては過去最高の1,732億ペソ（前年同月比18.7%増）を記録した。また、確定申告最終日にあたる05年4月15日には、1日の徴税額として過去最高の214億ペソを記録した。これにより、4月単月の財政収支は4年ぶりに黒字化し、その牽引力となった国税庁に対し、アロヨ大統領が本庁を訪問し、職員を慰労するということが05年5月にあった。06年同月は、昨年の単月実績を約19%上回る2,063億ペソを記録するが、改正付加価値税法施行後の目標徴税額を達成できなかつたとして非難を浴びる皮肉な結果となった。

12 租税教育

担当部署：申告・調査部の納税者情報・租税教育課及び納税者サービス・モニター課が担当している。

実績例：05年、高校生を対象にフィリピンで初めての「税に関するポスター展」が、BIR、文部省、関係民間協力団体の共催により実施された。応募作品170点（参加50校）の中から、入選作品15点が選ばれた。入賞者には賞金として奨学金（最優秀賞15,000ペソ）が与えられた。

13 国際課税

租税条約：35カ国と締結

日比租税条約：昭和55年（80年）発効。05年1月、谷垣財務大臣がアロヨ大統領に対して、条約の改訂を正式申入れ。非公式交渉の後、06年5月、正式交渉が行われ、同年7月、改正について基本合意した旨を一般発表した。

基本合意の内容は、①議定書により、現行条約の内容を部分的に改めるものであり、②日比間の配当、利子及び使用料の限度税率を引き下げるとともに、③みなし外国税額控除についても、適用に期限を設けること（なお、その間、適用対象範囲を拡大）などを内容としている。

今後、フィリピンの条約批准手続となる国会の通過を待って正式合意に至る見込みである。

移転価格税制：規則の原案を作成中。既に2回の公聴会を行い、作業も終盤と思われる（06年8月14日現在、発遣日未定）。イントラ・グループ・サービス（IGS）については、課税実績あり。

外国居住法人及び外国非居住法人課税：経済特別区内で業務を行う日系企業に対して課税強化を図っている。

14 IT、電算化の進展状況

パライノ長官（在任期間：02年12月－05年7月）の指示により、民間企業・金融機関の協力を得て電算化、コンピュータ化を推進し、ブニャッグ新長官にも同方針が引継がれている。

電子申告導入税目・対象納税者としては、法人税（トップ1万社）、個人（大口納税者）、VAT、物品税である。

【主な取り組み内容】

2001年	アロヨ大統領の電子商取引（The e-Commerce Act）の奨励を受け、インターネットによる申告・納税制度となるBIR's Electronic Filing of Tax Return and Payment System (eFPS)の取り組みを開始
2002年	所得税、物品税、VATを含む13の申告書・還付申告書及び諸様式について、電子申告を開始（受付窓口として、主要金融機関を利用）
	11月、納税に関して、フィリピン中央銀行の指定を受けた租税取扱銀行を利用した自動振替を採用（Electronic Broadcasting System : e-Broadcasting） - 歳入データ・センター(Revenue Data Center)を設立（国税庁本庁及び4地方センターを設置） - Computerized System Evaluation Team (RDC-CSET) を発足 - 電子データの管理、保全、及び調査支援データ資料の蓄積を開始
2003年	1月、支払調書等、法定調書の電子化を図る（Electronic Substituted Filing Program : e-Substituted）
	同月、BIRホームページを経由し、大企業が申告書提出を開始
	3月、BIRホームページによる納税者番号（TIN）の仮発行により、納税者番号の浸透を促進（e-TIN (TIN on the Web) Application）
	5月、14の申告書・還付申告書及び諸様式に拡大
	8月、金融機関において納税専用ATM機（ESM's System）の導入

く そ の 他 く

15 職員の研修制度

(1) 組織及び職員

フィリピン国税庁においては、①職員研修管理課（Training Management Division）、②職員研修教材課（Training Delivery Division）が職員研修を担当

(2) 実績

04年、274 コースを実施。計算上は、全職員が何らかの研修を1回受講したことになる。

04年の顕著な傾向としては、IT コースを、調査担当職員に対して重点的に実施したことである。これは、コンピュータ調査等、機械化された大規模法人調査に資する目的から実

施された。

05年、実績は下表のとおり。05年の顕著な傾向としては、①全庁を挙げて強化している職業倫理の向上のための研修（Integrity Training）、②改正付加価値税法に対応した研修、③職員研修のための管理をも含めたワークショップなどが挙げられる。

なお、下表に「外国研修」とあるのは、マレーシア、シンガポール、中国、インド、タイ、日本、アメリカで実施された研修にBIR職員が参加した実績である。

研修名	コース	参加者数
1. オリエンテーション研修	11	1,070
2. 技術・専門研修	40	1,648
3. 管理者研修	4	8,050
4. 本庁外研修	310	167
5. 外国研修	17	26
合計	382	4,699

16 税理士制度（申告補助事務）

日本の税理士制度に類似した制度はない。申告書の作成・署名は、納税者が行う。他に、会社内部の財務担当（treasurer）、国税当局に登録した実務家（practitioner）が行うことができる。申告書作成代行は、監査を行う公認会計士が行っているのが通常である。

なお、資本金50,000ペソ（約11万円）以上の株式会社は、公認会計士監査が義務付けられており、実質的にほとんど全ての会社が公認会計士による監査を受けている。

17 権利救済制度（不服審査、訴訟制度）

権利救済制度は、以下のとおり日本のそれと類似している。

税務調査の結果、追徴課税が生じる場合、最初に当局からPre Assessment Notice（PAN：日本の更正通知書に相当）が納税者に発行される。仮に、PANに対して異議を申し立てる場合は、PAN受領後15日以内に行うことが必要である。PAN発行後、PANに対する異議申立ての根拠が正当と認められなかった場合、もしくは納税者が期限内に回答を行わなかった場合、Notice of Assessmentが発行され、最終的な追徴課税額が決定される。

当該処分に対して異議のある場合は、

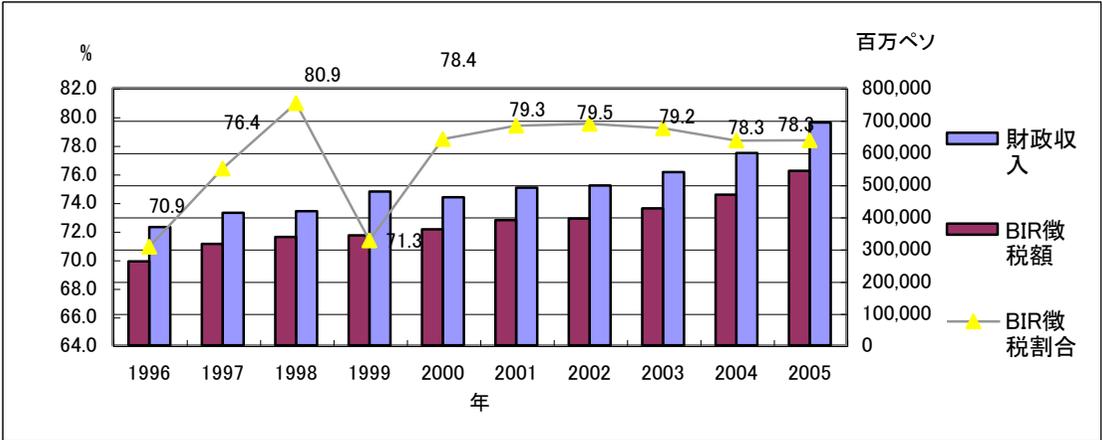
Notice of Assessment受領後、30日以内に税務当局に対して異議申立てを行うと共に、異議申立てより60日以内に異議申立てにかかわる関連書類の提出を要する。仮に、異議申立てが却下された場合、もしくは税務署から関連書類の提出後180日を経過しても何ら回答がない場合、納税者は、租税裁判所 (Court of Tax Appeals : CTA) または通常の裁判所 (the Ordinary Courts) に提訴できる。異議申立てが却下された場合のCTAへの提訴期限は、却下されてから30日以内に行うことが必要である。

また、租税裁判所の判決に不服な場合は、通常の裁判所 (the Ordinary Courts) に訴えることができる。

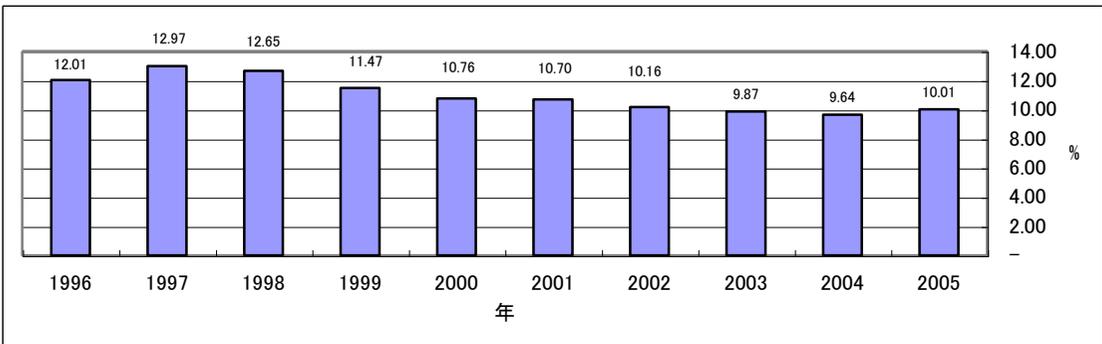
なお、還付申告に対して還付が行われない場合も異議申立てができる。

＜主要データ＞

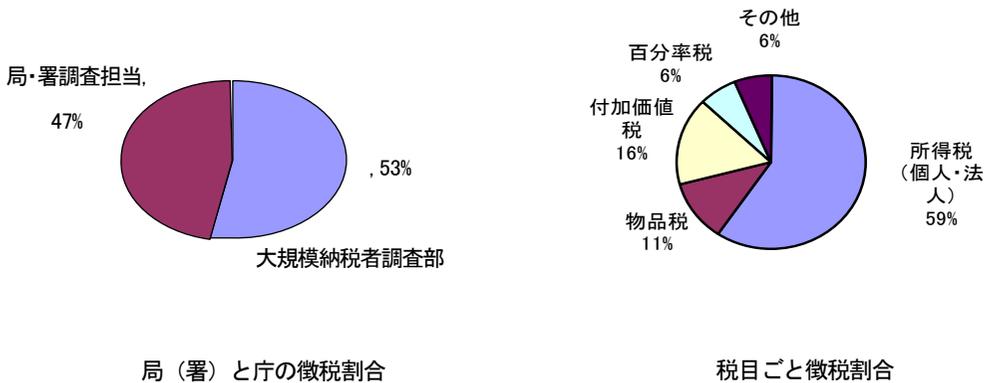
1. 財政収入に占めるBIR徴税額



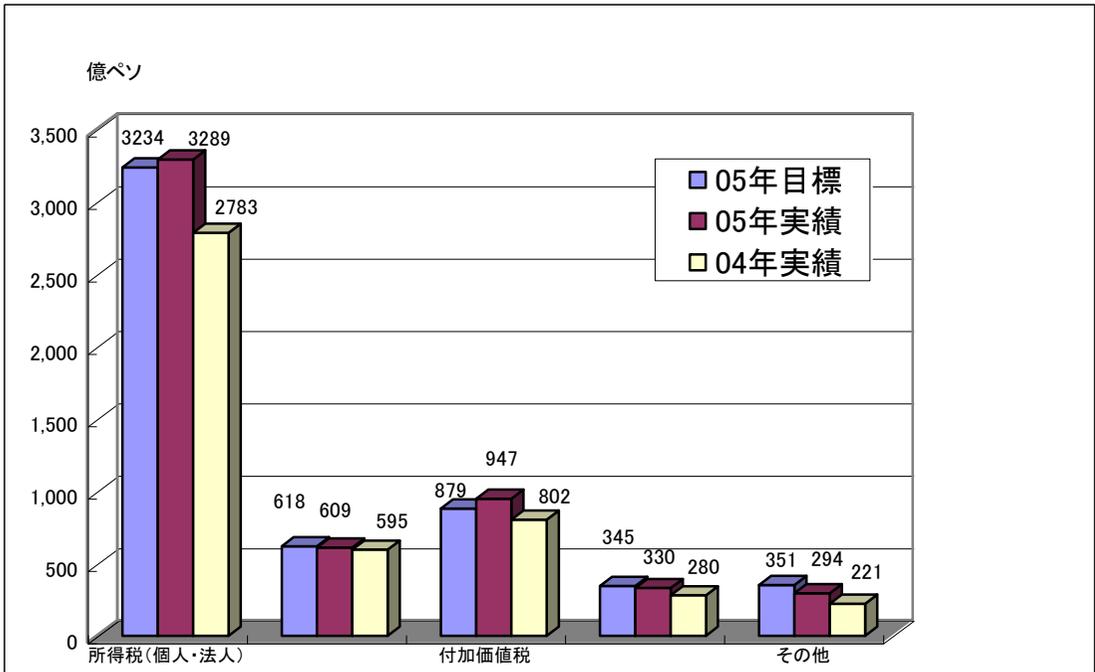
2. 徴税努力指標（国内総生産（GDP）に対する徴税実績の割合）の趨勢



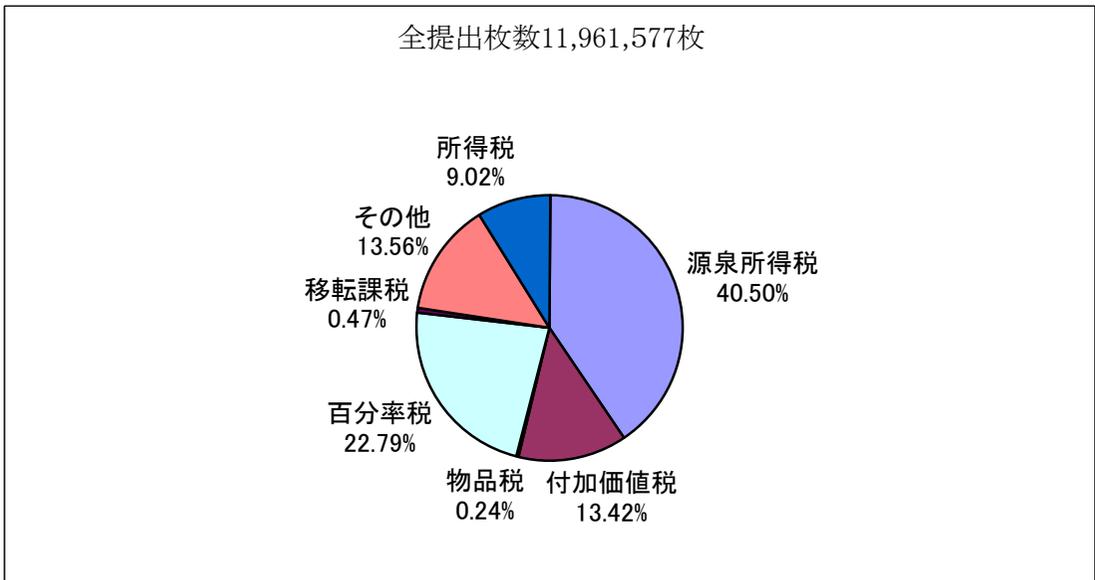
3. 2005年徴税の内訳



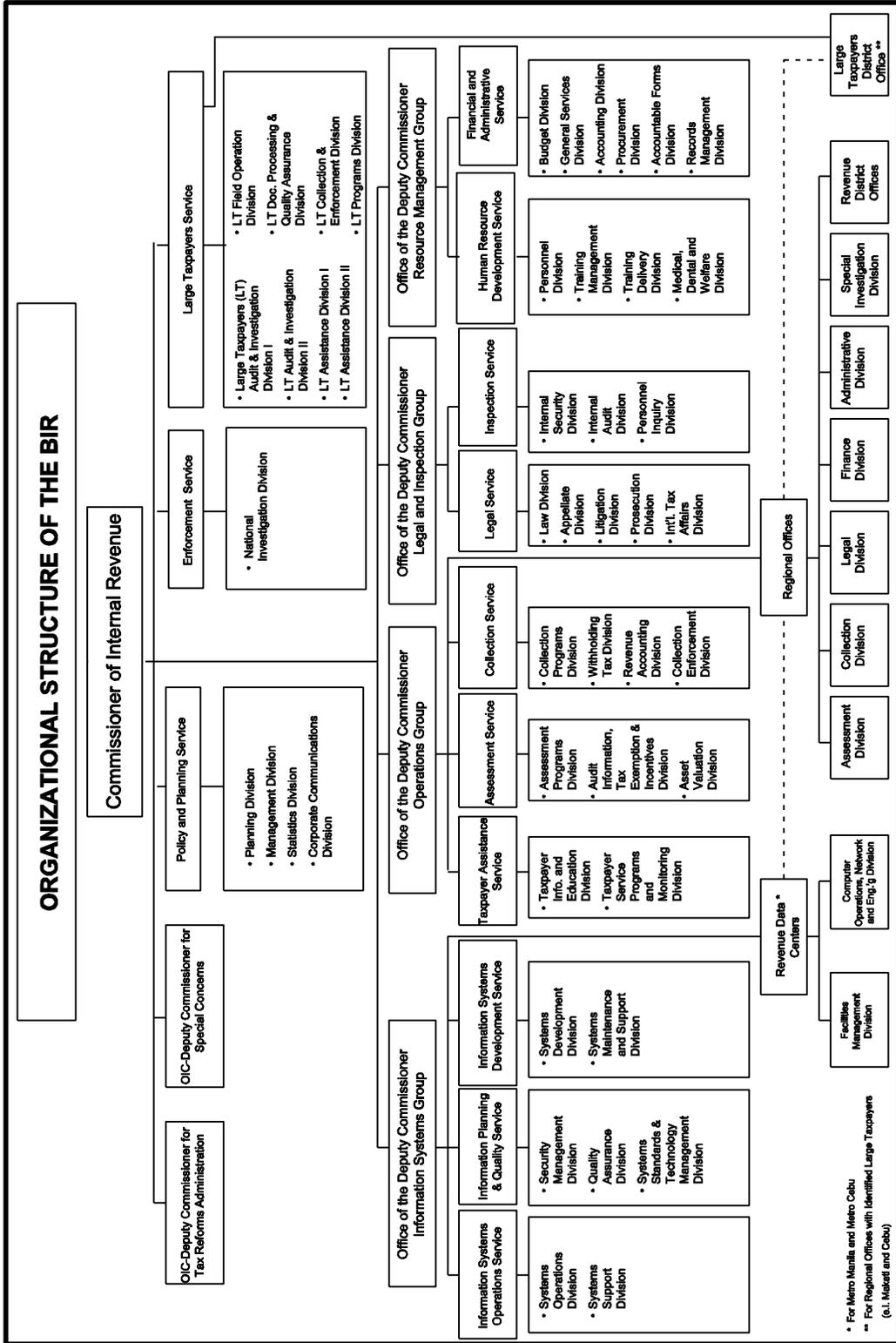
4. 税目別目標・徴税実績比較 (04年及び05年)



5. 05年申告書提出枚数の内訳



(注) 移転課税は、日本の贈与税、相続税に相当する。



資料提供: ファリピン国内歳入庁